

## 「市長とランチdeトーク」実施要領

### (趣旨)

第1条 市長が直接市民の皆さんと昼食をともにしながら懇談することによって、市民の皆さんと行政の相互理解を一層深め、市民参加のまちづくりを積極的に進めることを目的として、「市長とランチdeトーク」（以下「昼食懇談会」という。）を開催する。

### (対象)

第2条 昼食懇談会において懇談する対象は、市内に在住又は在勤、在学の方で構成され、昼食懇談会への出席者数がおおむね2人以上10人以下となる団体とする。ただし、特定の政党を支持する団体、暴力団、宗教又は営利を目的とする団体を除く。

2 母体を同じくする団体との昼食懇談会の開催は、1年につき1回とする。

### (開催日時等)

第3条 昼食懇談会の開催日は、市と団体との調整により決定する。

2 昼食懇談会の開催日は平日とし、懇談の時間は正午から60分以内とする。

3 市長の公務の都合等やむを得ない事情があった場合は、決定した日時を変更することがある。

### (実施方法)

第4条 昼食懇談会開催時の昼食料等は、団体の負担とする。ただし、市長及びその他昼食懇談会へ出席する職員の昼食料等は、団体において必要としない。

2 昼食懇談会の司会進行は、団体が行う。

3 昼食懇談会への市の出席者は、市長のほか市長が出席を必要と認める職員とする。

4 昼食懇談会の開催に当たっては、自由な雰囲気でき懇談できるよう、団体、市それぞれがお互いに配慮するものとする。

5 昼食懇談会は、質疑又は意見交換をする場とし、一方的な要求又は苦情については議題としない。

(申請)

第5条 市長との懇談を希望する団体は、昼食懇談会の開催希望日、実施場所、懇談のテーマを設定し、「市長とランチdeトーク」開催申込書(様式第1号)に所定の事項を記入の上、総務課宛て提出するものとする。

(決定)

第6条 開催に当たって、「市長とランチdeトーク」開催申込書の内容を確認し、「市長とランチdeトーク」開催決定通知書(様式第2号)を申込団体に通知する。

(募集)

第7条 市長との懇談を希望する団体の募集は、広報上天草、市ホームページ等を通じて行う。

(公表)

第8条 昼食懇談会における懇談の様子概要は、広報上天草、市ホームページ等を通じて公表する。

(庶務)

第9条 昼食懇談会の庶務は、総務課において行う。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、昼食懇談会の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

「市長とランチ de トーク」開催申込書

年 月 日

上天草市長 様

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

電 話 番 号

「市長とランチ de トーク」を開催したいので、「市長とランチ de トーク」実施要領第5条の規定により、次のとおり申し込みます。

希望日	第1希望： 月 日 ( )	開催場所	1 市役所大矢野庁舎
	第2希望： 月 日 ( )		2 その他
	第3希望： 月 日 ( )		( )
参加者数及び参加者名	人	(参加者全員の氏名を記入してください。)	
対話のテーマ及び内容	テーマ		
	<内容>		
	担当課等（市記入欄）		
備考欄	団体の活動内容等を記入してください。		
注意事項	市政についての建設的な意見交換をするため、単なる相談、要望、営業、特定の個人若しくは団体に対する誹謗、中傷又は政治的若しくは宗教的活動を目的とした懇談はお断りします。内容によっては、懇談会を中断させていただくことがあります。		

上天 第 号  
年 月 日

様

上天草市長

「市長とランチ de トーク」開催決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました「市長とランチ de トーク」について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

日 時 \_\_\_\_\_

場 所 \_\_\_\_\_

その他 \_\_\_\_\_

（注意事項）

- 1 市政についての建設的な意見交換をするため、単なる相談、要望、営業、特定の個人若しくは団体に対する誹謗、中傷又は政治的若しくは宗教的活動を目的とした懇談はお断りします。内容によっては、懇談会を中断させていただくことがあります。
- 2 申込書に記載された参加者に変更がある場合は、前日までに総務課へ連絡してください。